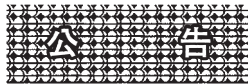


医療法人 花里内科医院	松本市沢村3-1-33	平成28年9月1日
野沢調剤薬局	佐久市原399番地29	平成28年9月30日
佐久調剤薬局	佐久市岩村田1334	平成28年9月30日
城南医院	上田市御所373番地	平成28年7月31日
渡辺歯科医院	小諸市和田879-1	平成28年9月22日
やまざき医院	千曲市上徳間346	平成28年10月31日
アイセイ薬局 伊那西町店	伊那市西町5746-4	平成28年9月30日
なかむらクリニック	松本市征矢野二丁目14番15号	平成28年10月31日
アイセイ薬局 伊那店	上伊那郡箕輪町中箕輪9979-14	平成28年9月30日
しのはら形成・皮ふクリニック	佐久市岩村田字観音堂2104番地1	平成28年10月31日

地域福祉課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月5日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

農政部現地機関（農業試験場以下7施設）で使用する電気
 予定契約電力470kW及び予定使用電力量1,667,000kWh
 各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書により
 ます。

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで（地方自治法
 （昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づ
 き、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予
 定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとす
 る。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算
 した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電
 気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額
 に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって

落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者で
 あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分
 の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい
 う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第
 2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札
 に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その
 他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59
 年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」欄の等級区分
 がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参
 加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づ
 く入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条
 第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する
 暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に
 規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準
 に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保さ
 れていること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、
 次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な
 資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)
 に該当していなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 申請書の入手先
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>
- (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。
- (3) 問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県会計局契約・検査課
電話 026 (235) 7079
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県農政部農業政策課
電話 026 (235) 7212
入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/nyusatsu/top.html>
- 5 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成29年1月20日(金) 午後2時
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 受領期限 平成29年1月19日(木) 午後5時
イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県農政部農業政策課
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成29年1月6日(金)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、平成29年1月18日(水)午後1時までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

- (10) 契約の締結
この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity to be consumed in the 7 facilities in Nagano
- (2) Contract period:
From April 1, 2017 until March 31, 2018
- (3) Places where the product is procured:
Seven facilities including the following:
Agricultural Experiment Station (Address: 492 Ogawara, Suzaka City)
- (4) Contact point for the tender information; description/conditions/and other inquiries:
Agricultural Policy Division, General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City
TEL +81-26-235-7212 (in Japanese only)
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00PM, Friday, January 20, 2017
Place: Bidding Room, 1st Floor West Annex, Nagano Prefectural Government
- (6) Time limit and mailing address for the tender by mail:
Time: 5:00PM, Thursday, January 19, 2017
Mailing Address: Agricultural Policy Division, General Affairs Department,
Nagano Prefectural Government
380-8570 (Exclusive postal code) JAPAN

農業政策課

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成28年12月5日

長野県知事 阿部 守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
江本元気	佐久市協和220-2	佐久市協和字宮久保645
有限会社市川	佐久市大沢1187	佐久市大沢字原16-1ほか34筆
中島栄太郎	佐久市大沢887-3	佐久市大沢字下町屋148-2ほか1筆
瀬下明久	佐久市大沢430-7	佐久市大沢字城下437-1ほか2筆
石田慎二	佐久市田口915-1	佐久市田口字中反田4172ほか1筆
山浦文克	北佐久郡立科町大字桐原281	北佐久郡立科町大字桐原字券上7ほか50筆
大西亮多	茅野市本町東12-6	茅野市豊平字前田下29155
農事組合法人ゆいにしはる	伊那市西春近5146-6	伊那市西春近6786-1ほか83筆
西村博文	伊那市西春近9252	伊那市西春近8979-1ほか17筆
唐澤岩雄	伊那市西春近9472	伊那市西春近9470-1ほか11筆
北原一男	伊那市西春近9143	伊那市西春近9551
宮下日志クマルパヒム	上伊那郡宮田村6138-4	伊那市西春近9280
小松秀幸	伊那市西春近7572	伊那市西春近9122ほか2筆
倉田昇	駒ヶ根市赤穂8377	駒ヶ根市赤穂8302ほか10筆
齊藤庄一	駒ヶ根市赤穂1083	駒ヶ根市赤穂1092-1ほか6筆
農事組合法人たつの営農	上伊那郡辰野町大字樋口2197-1	上伊那郡辰野町大字横川字飯沼沢3680ほか82筆
株式会社やまやす中島農園	飯田市上郷黒田2152	下伊那郡阿智村伍和1742-1ほか9筆
株式会社ヌーベルファーム泰阜	下伊那郡泰阜村3440-29	下伊那郡泰阜村372ほか5筆
五味真吾	下伊那郡豊丘村大字河野667	下伊那郡豊丘村大字河野1304
塩原大	松本市並柳4-8-1	松本市寿北二丁目1011-1ほか2筆
丸山隆	安曇野市三郷明盛731	安曇野市三郷明盛433-3ほか7筆
小口茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高4609ほか1筆
樺沢真一	安曇野市堀金烏川3426-5	安曇野市豊科1976-1ほか4筆
山田恭土	安曇野市豊科高家858-1	安曇野市豊科高家307ほか5筆
降旗喜久男	安曇野市豊科高家5243	安曇野市豊科高家41-3ほか1筆
有限会社齊藤農園	安曇野市堀金烏川5699-1	安曇野市堀金烏川2-10-3ほか3筆
小口茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高4635-1
堀田佳基	大町市常盤4950-13	大町市常盤字松原5800-7ほか9筆

小林平八	大町市常盤4616	大町市常盤字都4418
奥原祝明	大町市常盤4507	大町市常盤字北村4598-1ほか1筆
奥原嘉一	大町市常盤4536	大町市常盤字北村9808
宮田富吉	大町市大町5966	大町市大町5960-4ほか25筆
株式会社ヴィンヨブル安曇野	北安曇郡池田町会染5543	北安曇郡池田町大字中鶴3198ほか49筆
綱島憲二	北安曇郡池田町会染1350-3	北安曇郡池田町大字会染38-1ほか2筆
荒井賢蔵	上水内郡信濃町柏原474-3	上水内郡信濃町大字荒瀬原字鳴沢684-1ほか3筆
堀内豪	中野市大字片塩30	中野市大字新保字西条境845
矢野修平	中野市大字柳沢844	中野市大字赤岩字箴塚1988ほか1筆
玉木正身	中野市大字西条427	中野市大字西条字高橋128
豊田清士	中野市大字柳沢512-1	中野市大字赤岩字四丁町1809

2 農用地利用配分計画を認可した日

平成28年12月5日

農村振興課

公告

長野県埴科郡坂城町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成28年12月5日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆

理事

重任

氏名	住所
池田 満 男	埴科郡坂城町大字坂城6535番地3
小林 亮	埴科郡坂城町大字坂城5963番地3
柳澤 善 昭	埴科郡坂城町大字坂城2348
柳沢 謙 樹	埴科郡坂城町大字坂城7150番地2
池田 俊 二	埴科郡坂城町大字坂城6557番地1
柳澤 敏 明	埴科郡坂城町大字坂城9580

監事

新任

氏名	住所
中沢 誠 一	埴科郡坂城町大字坂城6283番地1
天田 和 幸	埴科郡坂城町大字坂城9426番地1

退任

氏名	住所
竹内 利 夫	埴科郡坂城町大字坂城9491
片桐 袈裟吉	埴科郡坂城町大字坂城6280番地2

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年12月5日

長野県上伊那地方事務所長 堀田 文雄

- 1 許可番号
平成28年4月22日 長野県上伊那地方事務所指令27上伊地建第36-8号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
上伊那郡飯島町七久保522-1、523、524、525-1、526-1、604
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
愛知県豊田市本町中根98
司企業株式会社 代表取締役 庄司 只功

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成28年12月5日

長野県長野地方事務所長 塩谷 幸隆

- 1 許可番号
平成28年10月19日 長野県指令28都第29-11号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字幸高字苜屋320-1の内
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字幸高339 鈴木 政重、鈴木 さおり

都市・まちづくり課

公告

長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成27年度行政監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成28年12月 5日

長野県監査委員 田 口 敏 子
 同 西 沢 利 雄
 同 西 沢 昭 子
 同 鈴 木 清

監査委員の意見	意見に対する方針	部局名
<p>(1) A E D設置等に関する統一した基本方針について A E Dの設置方針について各部局に確認したところ、全庁的に統一した基準はないとのことであり、設置するかどうかの判断はそれぞれの機関に委ねられているとのことでした。 また、A E Dを設置していない機関では、設置していない主な理由として、一般来訪者がほとんどいない事務所又は小規模事務所であることを挙げていました。 しかしながら、県民等や職員の緊急時への対応という観点から、A E Dという人命救助の一端を担う機器の設置について基本となる方針がないということには疑問があります。 厚生労働省では、一般財団法人日本救急医療財団が効果的かつ効率的な設置に向けた指針として取りまとめた「自動体外式除細動器(A E D)の適正配置に関するガイドライン」を平成25年9月27日付けで公表し、その中で「A E Dの設置が求められる施設」が例示されています。これを参考として所管する機関に設置しているという方針をとっている部局がありました。また、小規模事務所等でA E D未設置の機関の中には、近隣のA E Dを設置している公共施設等の機器を緊急時に利用する方針としている機関もありました。 A E Dの設置等については、全庁的に定めた基本方針に基づき実施することが望ましいと考えます。それに向けて、まずは、現地機関の実情を踏まえて、部局ごとに、設置等に関する方針を定めてください。そのうえで、未設置の機関については、設置等の可否を検討してください。 (本庁機関共通)</p>	<p>危機管理部の現地機関については、ガイドラインに提示された施設の例に基づき、所属職員の救急能力及び装備機材の状況を考慮してA E Dの設置等を行うものとします。</p>	危機管理部
	<p>松本空港管理事務所については、「自動体外式除細動器(A E D)の適正配置に関するガイドライン」に基づき、設置が必要な施設として整理するとともに、今後はこの基本方針に基づき、適正な設置及び管理に努めてまいります(機器は平成21年に設置済)。</p>	企画振興部
	<p>東京事務所では、入居する都道府県会館においてA E Dを設置し、及び管理しております。 財産活用課では、県庁舎に1台及び合同庁舎に1台ずつ設置しています。今後とも効果的かつ適切な設置に努めます。 短期大学及び短期大学付属幼稚園に各1台ずつ設置していますが、今後とも効果的かつ適切な設置に努めてまいります。</p>	総務部
	<p>県民文化部では、所管する全単独現地機関(施設)に設置することとしています。未設置の南信消費生活センター及び女性相談センターについては平成28年度に導入を予定しており、これにより所管する全ての単独現地機関(施設)において設置が完了します。</p>	県民文化部
	<p>健康福祉部では、20の現地機関(指定管理者による管理を行っている機関を除く。)のうち、3つの食肉衛生検査所においてA E Dが未設置となっている状況です。 平成28年8月に、「自動体外式除細動器(A E D)の適正配置に関するガイドライン」等を基に、県有施設におけるA E Dの配置及び維持管理に関する基本方針を策定し、今後はこの基本方針に基づき、適正な設置等に努めてまいります。</p>	健康福祉部
	<p>これまで、環境部におけるA E D設置基準が明確でなかったことから、環境部A E D設置方針を定めました。 本設置方針に基づき、設置が必要な未設置機関については、設置を進めます。</p>	環境部
	<p>産業労働部では、「自動対外式除細動器(A E D)の適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月27日厚生労働省公表)で示されている「A E Dの設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の具体例」を参考とし、設置推奨規模に満たない現地機関にはA E Dを設置していません。 しかしながら、人命救助の一端を担い緊急時への迅速な対応という観点から、今後、予算要求をするなどし、産業労働部の全ての単独現地機関(建物管理者の異なる機関を除く。)に計画的にA E Dを配置してまいります。</p>	産業労働部
	<p>観光部では、「自動体外式除細動器(A E D)の適正配置に関するガイドライン」の「A E D設置施設の具体例」に基づき、4施設全てにA E Dを設置する方針とします(建物管理者が設置している場合を含む)。</p>	観光部
	<p>農政部に勤務する職員の緊急時の対応の観点から、今後全ての単独現地機関にA E Dを設置することを目指し、来年度以降、予算の確保について検討します。</p>	農政部
	<p>林務部所管の3施設は、いずれも一般の来場者がいることから、緊急時の応急手当体制の整備について重要性が高い施設であると認識しています。 既に、全ての施設でA E Dを設置していることから、今後も引き続きA E Dによる応急手当体制を確保していくことを方針とします。</p>	林務部

	<p>建設部の単独現地事務所は、職員数が数十名程度であり来庁者も少ない小規模な事務所であること、また、隣接する公共施設等にAEDが設置されていることから、施設見学者などの来客者の多い一部の事務所や公園施設を除き、従来AEDは設置してきませんでした。</p> <p>しかしながら、都市部の事務所は比較的人口の集中している地域にあること、山間部にある事務所は医療機関から離れており救命救急の観点で条件不利であること、近年県管理ダムでは見学者が増加傾向にあることなどから、当部が管理するAED未設置の事務所にはAEDを設置することとし、予算措置したところです。</p>	建設部
	<p>企業局では、現地機関の4庁舎全てにAEDを設置しており、平成24年度に一斉に導入しました。</p> <p>基本方針につきましては、「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」を参考に、平成28年3月に「企業局現地機関におけるAEDの配置及び維持管理に関する基本方針」を策定しました。今後はこの基本方針に基づき、適正な配置に努めてまいります。</p>	企業局
	<p>教育委員会では、現在、県立学校をはじめ、所管する全ての現地機関においてAEDを設置しています。</p> <p>今後も、緊急時に備え所管する全機関において機器の設置を継続してまいります。</p>	教育委員会
	<p>警察施設のAED設置状況については、全警察署の22署、運転免許センター等の現地機関7カ所を合わせて29カ所に設置しています。</p> <p>県警の設置に関する基本方針は、一般財団法人日本救急医療財団が示す「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」に基づき、人口密集地として必要な警察施設(警察本部施設、警察署及び交番)に設置したいと考えます。</p> <p>また、AEDの設置は、警察署や運転免許センターなどの警察施設として、県民が日頃来訪する施設であり、特に緊急時には、事件及び事故にかかわらず、救急の場合などの対応も求められることから、人命救助の必要性のため不可欠であり、実際に警察署での使用事例もあります。</p> <p>しかしながら、現在の整備状況を見ると、県全体としてAED設置方針に統一した基準が定められていないため、県費予算で整備されているのが、運転免許センター2カ所のみであり、その他は警察独自に必要性を判断し、寄付を活用して整備しているところです。</p> <p>今後、既存の機器が更新の時期を迎える中で、寄付による事業の継続は困難な状況にあります。</p> <p>一方、AEDの固有施設への整備の必要性が認められることから、県機関の中で、主導的役割を果たす部局を決めた上で、県全体のAED設置基準を定めていただき、継続した整備及び更新をしていく必要があると考えます。</p> <p>この他、行政監査の結果として、警察機関で未設置と公表された高速道路交通警察隊については、東日本高速道路株式会社(ネクスコ)の事務所に入庁しており、庁内にはAEDを所有しているネクスコ関連会社があり、来訪者が僅少との理由から設置をしていませんでしたが、夜間の緊急事態に対処できないなどの理由から、今後必要な整備をしていくこととします。</p>	公安委員会 警察本部
(2) AED調達方法について AEDを調達する機関、リース及び購入の別、購入等価格の違いについて確認したところ、現状では、それぞれ次のような状況でした。 AEDの調達は、本体については、本庁において所管する現地機関の分を一括して調達している例と、AEDを設置及び管理する機関において自ら調達している例がそれぞれ見受けられました。 また、本体以外のバッテリーや電極パッドについては、ほとんどがAEDを設置・管理する機関において調達していました。 調達は、購入が中心であり、リースはほとんどありませんが、指定管理者により設置される機関は指定管理者の判断によるものとしていました。	<p>調達に関して一括して行うとされた場合には、積極的に対応するものとしします。</p>	危機管理部
	<p>AEDの更新にあたっては、経費の削減を図るため、他部局との一括購入を検討してまいります。</p>	企画振興部
	<p>更新等によりAEDを調達する場合は、トータルコストを踏まえた購入方法の検討を十分に行い、経済的かつ効率的に調達できるよう努めます。(財産活用課)</p> <p>AEDの故障等により更新する必要がある場合には、トータルコストを踏まえた購入方法等の検討を十分に行い、経済的かつ効率的に調達できるよう努めます。(県立大学設立準備課)</p>	総務部
	<p>当部では、平成27年度に5現地機関(施設)においてAEDの更新を行いました。その際、教育委員会及び産業労働部と共同で一括購入を行い、スケールメリットを活かした調達ができたと考えます。</p> <p>平成28年度も、新規導入する2現地機関と、更新対象となる6現地機関(施設)の計8現地機関(施設)において導入を予定しており、平成27年度と同様に他部局との共同で一括購入することを検討しています。</p>	県民文化部

<p>購入価格は、購入数の違いや公募型見積合わせなど購入手続きの違いにより変動しており、予定価格は、財務規則に基づき、購入する物品の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定するとしており、具体的には、参考見積価格、業者聞取り、カタログ記載価格及び過去の入札価格を参考に設定しているというものでした。</p> <p>以前は、県庁における一括購入でも1台当たり25万円前後と高価でしたが、平成26年度に高校教育課で22台分の一括購入を行ったところ、備品となる金額10万円を下回る金額で購入していました。購入機種は、フィリップス製で、入札を実施した結果、1台約73,000円の実績がありました。消耗品を含めたトータルコストを考えると、一括購入により安価に購入できるようになってきています。</p> <p>これらを踏まえると、AEDを調達する場合には、少ない数量をそれぞれの機関が別々に調達するよりも、集約し、一括して多くの数量を調達する方が、経済的かつ効率的に調達でき有効と考えられます。部局を超えて全庁的に一括購入できるよう、調達方法の改善を検討してください。</p> <p>また、リースを行っているものが10数件見受けられましたが、主なものは、初めに年間7万円から8万円で5年間リースを行い、6年目以降は10分の1程度の金額で再リースしていました。このように、購入とリースを比較した場合、機器導入の際の更新費用も含めたトータルコストはほぼ同程度になってきていると言えますので、調達に際しては、耐用年数内におけるバッテリー、電極パッド等の消耗品の交換も含めたトータルコストを考慮し、機種選定の段階から十分に比較検討した上で調達してください。</p> <p>(本庁機関共通)</p>	<p>調達については、より安価で効率のよい方法となるよう、現在、他部局や調達担当課と共同で一括購入できる仕組みづくりを検討しているところです。</p>	健康福祉部
	<p>AEDの調達に当たっては、購入及びリース共に、その時点で最適な方法により更新等してまいります。</p> <p>なお、AEDを配備する施設の特性（高標高地、寒冷地及び携行頻度の多さ）により、バッテリー、電極パッド等の消耗品の交換も含めたトータルコストを考慮した上で、リース方式を採用している事例もあります。</p>	環境部
	<p>平成27年度は、教育委員会の発注に併せて当部現地機関のAEDを調達し、結果、単独に比べ安価で調達できたと思料されます。</p> <p>今後は、例えば県全体の必要数を一括して入札するなどの方法を、調達担当課等へ提案してまいります。</p>	産業労働部
	<p>今後現有機器を更新する際は、トータルコストを勘案するとともに、全庁的な一括購入がされる場合はその機会を捉えて導入することを検討します。</p>	観光部
	<p>一括購入が実施される場合には積極的に活用するなど、コスト削減に向けた調達を実施します。</p>	農政部
	<p>AEDの調達方法についての全庁的な方針が策定された際には、スケールメリットを活かせる効率的な方法により調達してまいります。</p>	林務部
	<p>部内の複数の施設に設置することから、経済的かつ効率的に調達できるよう、本庁（建設政策課）で一括調達することとしました。</p> <p>また、部局を超えた一括購入が可能となり、購入時期が一致する場合には、一括購入で調達することにより、経費の削減を図ってまいります。</p> <p>AED導入の際は、使用場所の条件及び機種の耐用年数等を精査し、機種選定について検討してまいります。</p> <p>また、消耗品の交換などメンテナンス費用や機器の更新費用を含めたトータルコスト並びに予算状況などを考慮し、購入・リースの検討をしてまいります。</p>	建設部
	<p>調達については、経営推進課で一括購入しています。</p> <p>なお、全庁的に一括購入を行う仕組みが構築されれば、参加することも含め検討してまいります。</p>	企業局
	<p>AEDの調達について、教育委員会では、設置台数の多い高校教育課でとりまとめて発注しているところです。</p> <p>今後、より経済的及び効率的な調達方法について知事部局と連携して検討してまいります。</p>	教育委員会
	<p>警察としては、県全体でAED設置基準を定めることを主導する部局を決めた上で、AED設置を推進していくことが必要であると考えていますので、調達方法等に関しても、主導する部局での集中調達により、取得した物品を各部局へ貸し出す手続きによること、その後の更新及び後年度の負担などを考え合わせると効率的かつ経済的な方法と考えます。</p>	公安委員会 警察本部
<p>(3) 機器等の更新について</p> <p>今回の監査で、本体、バッテリー及び電極パッドのそれぞれで、耐用年数（メーカーの保証期間）を超えて使用しているものが数多く見受けられ、そのうち、本体で、耐用年数を超えても更新が行われていないものが、全体の37.5%ありました。多くの機関では保証期間の満了までに更新することが適当であると考えており、特別支援学校のようにメーカーの保証期間をもとに更新計画を作成している機関もありましたが、保証期間が経過しても、販売元に確認し修理すれば使用可能であるとして、更新の予定がないとしている機関もありました。</p> <p>厚生労働省では、平成21年4月16日付で都道府県に対して、「自動体外式除細動器（AED）</p>	<p>設置されたAED機器については、予算の状況を考慮しながら、計画的な機器更新に努めていきます。</p>	危機管理部
	<p>電極パッド及びバッテリー等の消耗品については、耐用年数（使用期限及び交換時期）が到来した時点で交換を実施しています。</p> <p>また、本体については、厚生労働省の通知に基づき点検を実施したところ、更新が必要と判断されたため、予算措置を行ったところです。</p> <p>今後は、AED本体及び消耗品を適正な時期に更新及び交換するなど適正な管理に努めてまいります。</p>	企画振興部
	<p>AEDの更新及び消耗品等の交換は、耐用年数、機器の状態及び有効期限等を考慮して随時実施しているところです。</p> <p>引き続き、適切な管理及び計画的な機器等の更新に努めてまいります。（財産活用課）</p> <p>AEDの更新及び消耗品等の交換は、耐用年数や有効期限を考慮して随時行っているところです。</p> <p>日常点検や消耗品等の交換を引き続き実施し、今後も適切な管理に努めてまいります。（県立大学設立準備課）</p>	総務部
	<p>今後は厚生労働省通知を再度現地機関（施設）に周知し、適切な管理を徹底するとともに、耐用年数を基本として、本体及び消耗品の計画的な更新を図ってまいります。</p>	県民文化部

<p>の適切な管理等の実施について」通知し、さらに、平成25年9月27日付けで再度AEDの適切な管理の徹底を呼び掛けており、これらの通知は健康福祉部から各部局へ通知されています。各部局においては、本通知を念頭において、各財産管理者が点検等を行い、適切な管理に努めるよう所管する機関を指導していくとともに、緊急時に使用できない事態が生じないように、AED本体及び消耗品の更新について、基本的な方針を定めておくことが必要であると考えます。</p> <p>AEDは、耐用年数を超えればすぐに使えなくなるものではありませんが、この医療機器の性質上、常に使用できる状態にしておくことが必要です。予算的な課題もあるかと思いますが、基本的な方針を定めた上で、それに基づいて、計画的な機器の更新に努めてください。</p> <p>(本庁機関共通)</p>	<p>機器等の更新にあたっては、平成26年度に健康福祉部の更新方針を定め、部内での優先順位により複数年かけて更新していくこととしたところですが、平成28年8月に策定した基本方針へも更新について明記したところであり、適切な時期に更新できるよう予算確保に努めてまいります。</p>	健康福祉部
	<p>AED本体、バッテリー及び電極パッドの更新にあたっては、耐用年数を超えないよう各機関において更新計画を作成するよう、環境部AED設置方針の中でも定め、適切な管理に努めてまいります。</p>	環境部
	<p>人命救助の一端を担い緊急時への迅速な対応という観点から、各財産管理者に対し、厚生労働省からの通知に基づき、適切な点検及び管理に努めるよう指導してまいります。</p> <p>また、AED本体及び消耗品の更新を交換時期に実施できるよう予算額の確保に努めてまいります。</p>	産業労働部
	<p>機器等の更新及び点検等については厚生労働省からの通知に基づいて実施し、常に使用できる状態を保つため、適切な管理に努めてまいります。</p>	観光部
	<p>現在、農政部において設置しているAEDは耐用年数を超えているものはありませんが、今後も点検等適正なメンテナンスに努めるとともに、計画的な更新に努めます。</p>	農政部
	<p>AED本体については、耐用年数を基本として、各部局の今後の対応との整合を図りつつ更新します。</p> <p>また、消耗品の更新については、部内において統一的な方針を定めます。</p>	林務部
	<p>電極パッド及びバッテリーの交換については、耐用年数(使用期限及び交換時期)が到来した時点で交換していくとともに、本体については、耐用年数を考慮したリース期間の設定又は購入時期の検討をしてまいります。</p> <p>AEDの管理に際しては、厚生労働省からの通知に基づく点検担当者による日常点検を実施するなど、適正な管理に努めてまいります。</p>	建設部
	<p>機器等の更新にあたっては、平成24年度に新規購入後、消耗品であるパッドを使用期限までに交換を行い、またバッテリーについても更新対象年度である今年度予算措置を行っており、更新する予定です。</p> <p>なお、基本方針に更新についても明記し、今後も本体と付属品の適切な更新に努めてまいります。</p>	企業局
	<p>機器等の管理については、設置台数の多い高等学校はもとより、全ての現地機関において常に使用できる状態を維持し、適切に管理するよう、周知徹底を図ってまいります。</p> <p>機器の更新については、知事部局と連携して計画的に実施してまいります。</p>	教育委員会
<p>現状のバッテリー及び電極パッドなどの消耗品については、AED(財産)を管理する警察で整備していくこととしますが、今後平成30年度から始まる本体の更新については、前記(2)に記載のとおり、県下全体としてAED設置基準を定めることを主導する部局による計画的整備が好ましいと考えます。</p> <p>AEDを設置する警察機関として、引き続き、適切な点検及び管理に努め、有事に的確に使用ができるよう取扱いの習熟訓練に努めていきます。</p>	公安委員会 警察本部	

監査委員事務局